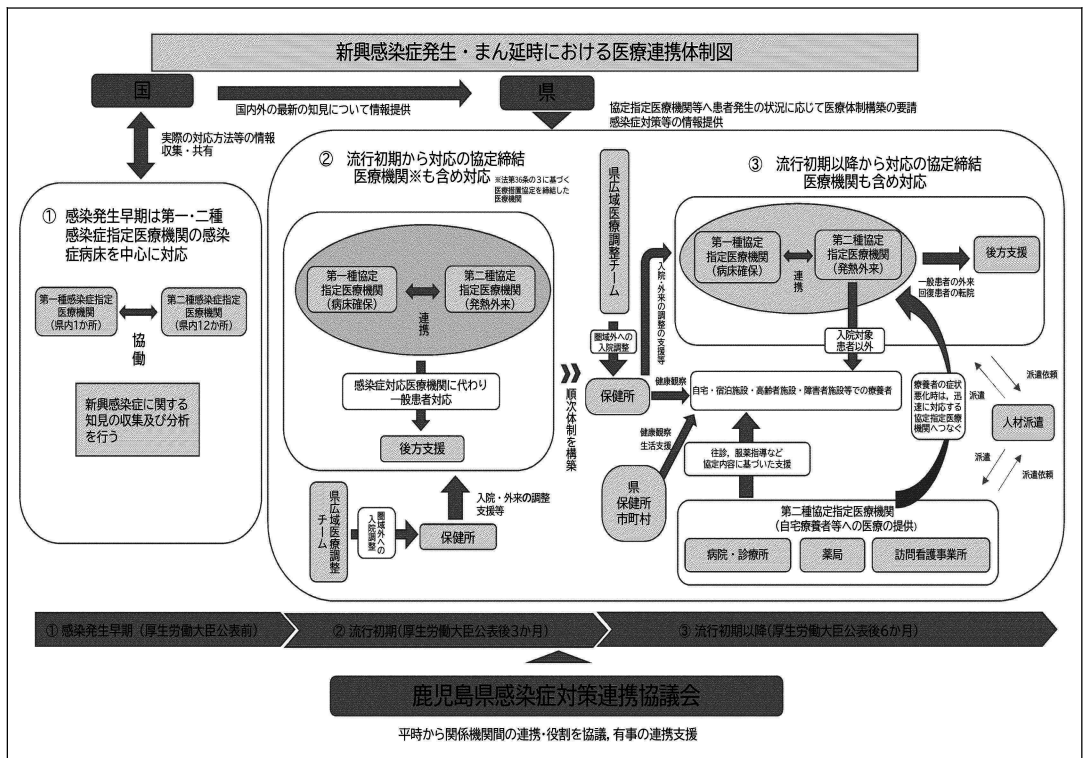


【図表資-5-154】始良・伊佐保健医療圏 新興感染症・まん延時における医療連携体制図



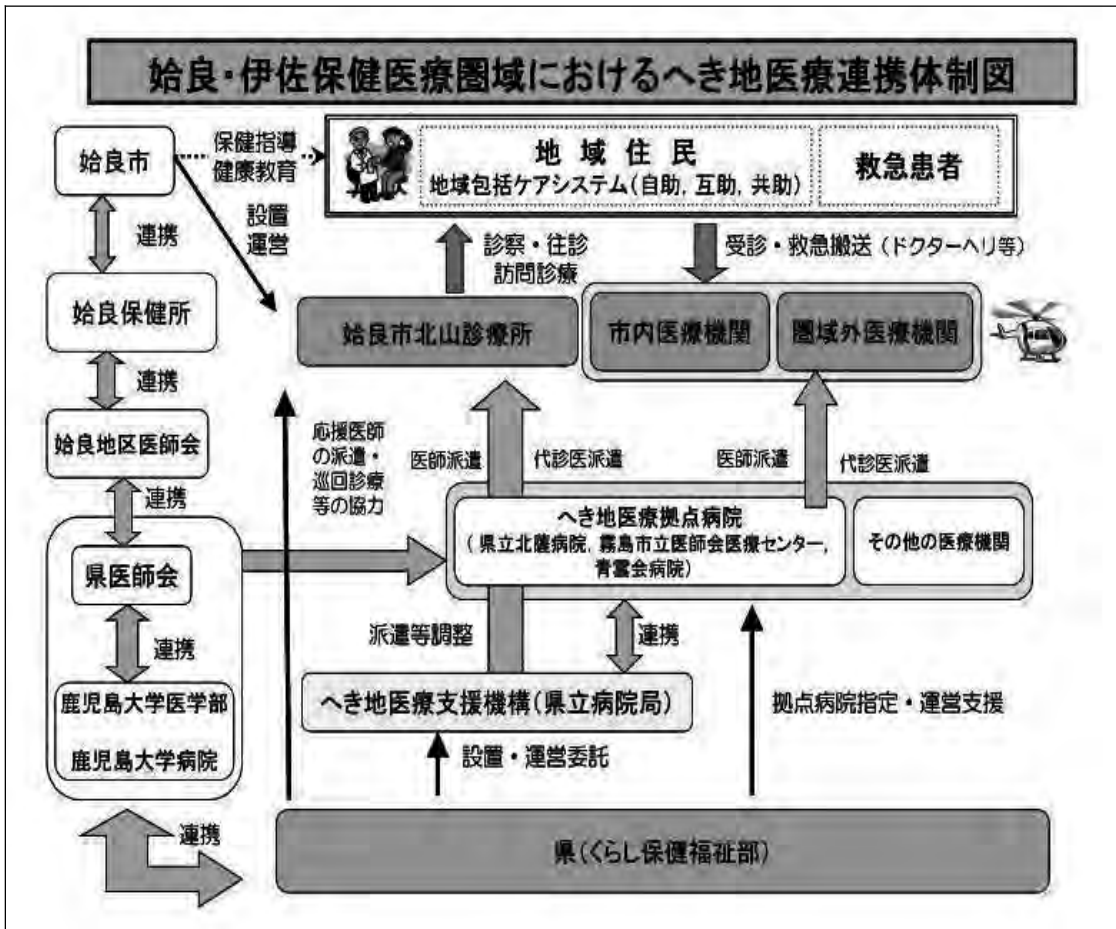
[県健康増進課作成]

【図表資-5-155】始良・伊佐保健医療圏 新興感染症・まん延時における医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅、宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関 (協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</li> <li>院内感染対策（ソーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施すること。</li> <li>県からの要請後速やかに即応病床化すること。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。</li> <li>院内感染対策（ソーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、発熱外来を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院・診療所は、必要に応じて薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業者間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと。</li> <li>機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。</li> <li>自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。</li> <li>院内感染対策（ソーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うこと。</li> <li>患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流行初期の感染症患者以外の患者の受入や感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行うこと。</li> <li>関係機関と連携し、感染症患者以外の受入を行うこと。</li> <li>自治体、医師会などの関係団体と連携し、通常医療の確保に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人以上の医療従事者の派遣をすること。</li> <li>自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。</li> </ul>
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-156】 始良・伊佐保健医療圏 へき地医療の医療連携体制図



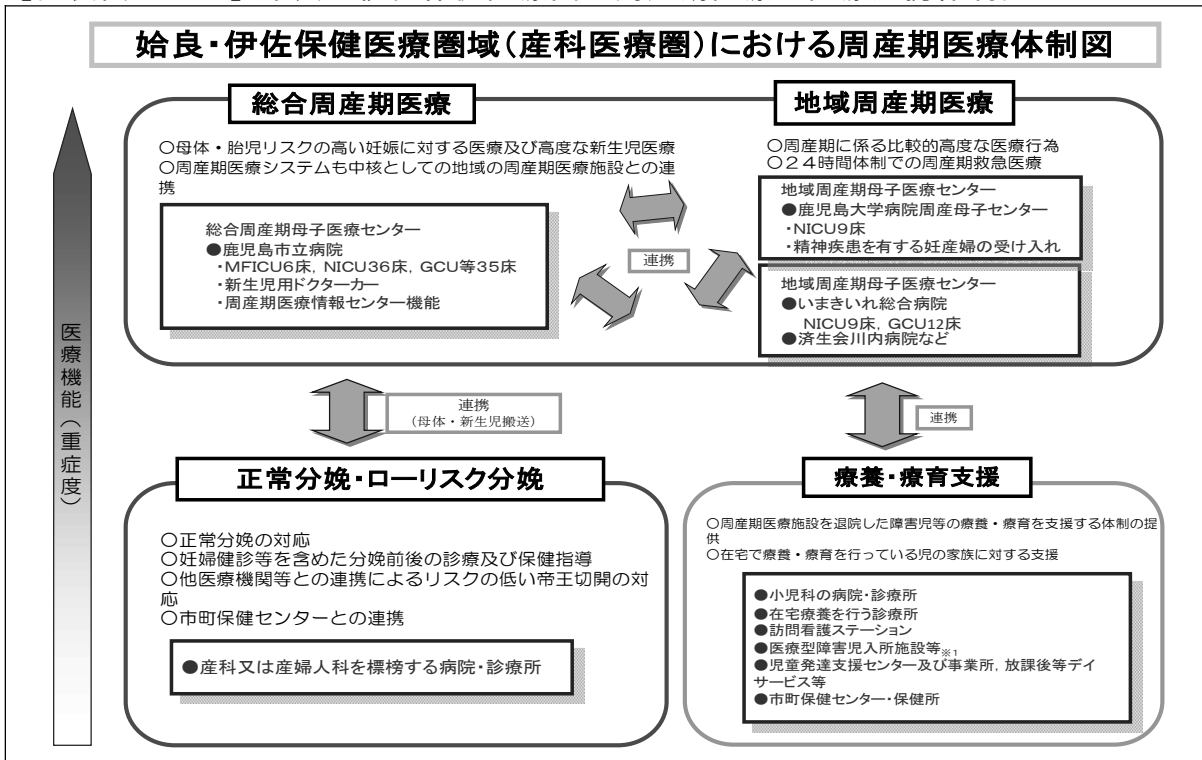
[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-157】 始良・伊佐保健医療圏 へき地医療の医療機能基準

目標	へき地における医療の機能	へき地医療を支援する医療の機能
医療機関等	<p>&lt;始良市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始良市北山診療所</li> </ul>	<p>&lt;へき地医療拠点病院&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立北薩病院</li> <li>・霧島市立医師会医療センター</li> <li>・青雲会病院</li> </ul> <p>&lt;へき地医療確保対策に係る総合調整&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地医療支援機構</li> </ul>
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライマリーケアの実施</li> <li>・巡回診療等の実施</li> <li>・へき地医療拠点病院等における研修への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回診療等における医療の確保</li> <li>・へき地診療所への代診医の派遣及び技術指導</li> <li>・へき地の医療従事者に対する研修の実施，研修施設の提供</li> <li>・高度診療機能による，へき地医療拠点病院の診療活動の援助</li> </ul>

[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-158】始良・伊佐保健医療圏 周産期医療の医療連携体制図



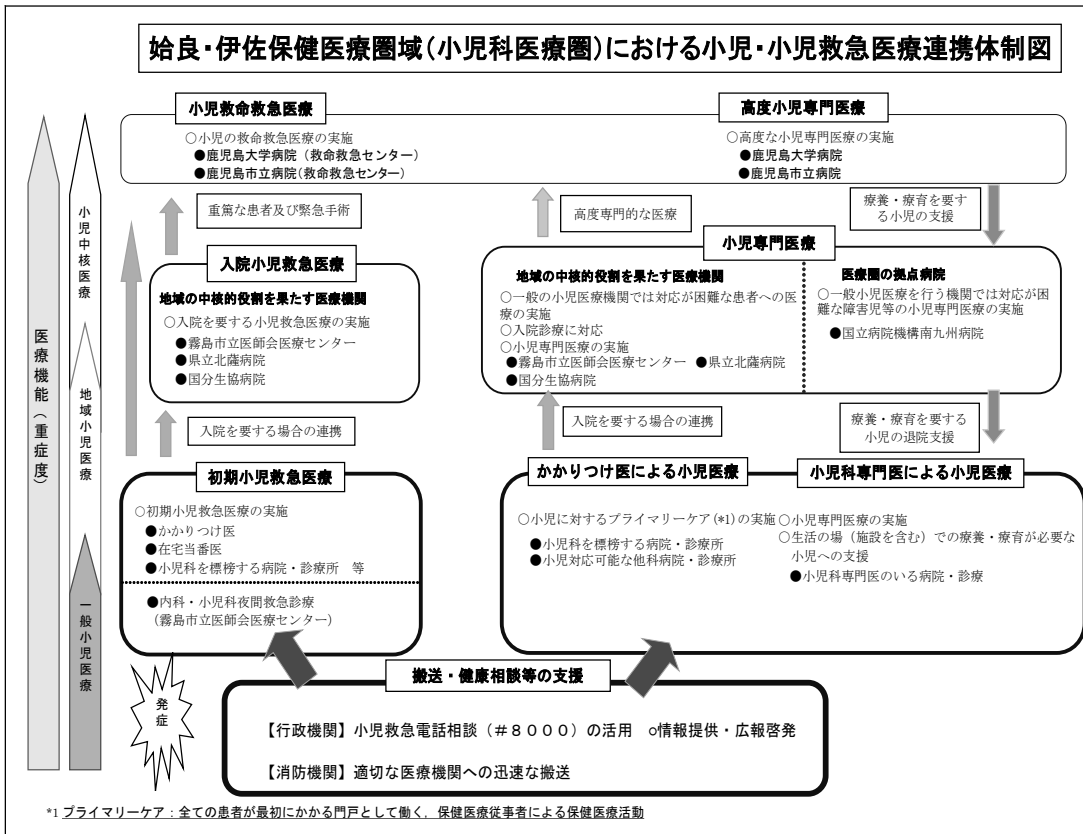
[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-159】始良・伊佐保健医療圏 周産期医療の医療機能基準

	【健診・正常分娩・ローリスク分娩】	【地域周産期医療】	【総合周産期医療】	【療養・療育支援】
機能	●正常分娩(日常生活・保健指導, 新生児の医療相談を含む。) ●分娩前後の健診	●周産期に係る比較的高度な医療	●母体・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療	●退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるための支援
目標	●正常分娩に対応 ●妊婦健診等を含めた分娩前後の診療の実施 ●他の医療機関との連携によるリスクの低い分娩及び帝王切開術の対応	●周産期に係る比較的高度な医療行為の実施 ●24時間対応での周産期救急医療(緊急手術を含む。)への対応	●母体・児にリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の実施 ●周産期医療体制の中核としての地域周産期医療関連施設との連携	●周産期医療施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。)で療養・療育できる体制の提供 ●在宅で療養・療育している児の家族に対する支援
医療機関等例	●産科・産婦人科の病院・診療所	鹿児島大学病院 (地域周産期母子医療センター) いまきいれ総合病院 (地域周産期母子医療センター)	鹿児島市立病院 (総合周産期母子医療センター)	【小児科圏域の拠点病院】 ○高九州病院 【小児科を標榜する専門診療所・病院】 ○国分生協病院, 霧島市立医師会医療センター, 県立北薩病院 ●在宅医療を行う診療所 ●訪問看護ステーション ●児童発達支援センター 等
医療機能の基準	●産科に必要とされる検査, 診断, 治療の実施 ●正常分娩の安全な実施 ●他の医療機関との連携による, 合併症や, 帝王切開術その他の手術への適切な対応 ●妊産婦のメンタルヘルスへの対応 ●緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や, 平時からの地域周産期母子医療センターとの連携	●産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)を有すること ●緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することができること ●新生児病室等の保有(NICUを設けることが望ましい) ●小児科において, 24時間体制を確保するために必要な医師及びその他の職員の配置 ●産科において帝王切開術が必要な場合, 迅速に手術への対応が可能となるよう医師及びその他の各種職員 ●地域周産期母子医療関連施設からの救急搬送の受け入れ, 総合周産期母子医療センター等との連携	●産科及び新生児医療を専門とする小児科, 麻酔科その他の関係診療科目を有すること ●常時の母胎及び新生児搬送受入機能を有すること ●以下の設備を有すること ・母体・胎児集中治療管理室(MFICU) ・新生児集中治療管理室(NICU) ・新生児治療回復室(GCU) ・新生児用ドクターカー ・検査機能, 輸血の確保 ●MFICU, NICUの24時間診療体制を確保するために必要な医師及びその他の各種職員 ●災害対策として業務継続計画を策定し, 自県または近隣県の被災時における積極的な物資や人員等の支援	●人工呼吸管理が必要な児や, 気管切開等のある児の受け入れ ●児の急変時に備えた, 救急対応可能な病院等との連携 ●関係機関との連携による医療, 保健, 福祉サービス及びレスパイト入院等の調整 ●自宅以外の場における障害児の適切な療養・療育の支援 ●家族に対する精神的サポート等の支援
連携	地域(総合)周産期医療関連施設との連携	療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有	療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有	
	ドクターカー・ドクターヘリによる母体・新生児の搬送			

[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-160】始良・伊佐保健医療圏 小児医療の医療連携体制図



[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-161】始良・伊佐保健医療圏 小児医療の医療機能基準

	健康相談等	一般小児医療	
	【健康相談等の支援】	【かかりつけ医による小児医療】	【小児科専門医による小児医療】
機能	●健康相談等の支援の機能	●一般の小児医療を担う機能	
目標	●子どもの急病時の対応支援 ●地域の医療資源等の情報提供 ●救急時の蘇生法等の実施	●小児に対するプライマリーケアの実施 ●医療情報の提供等	●小児専門医療の実施 ●療養・療育が必要な小児に対する支援
医療機関例	●家族 ●消防機関 ●行政(市町、保健所)	●小児科を標榜する病院及び診療所 ●小児対応可能な他科病院及び診療所	●小児科専門医のいる病院及び診療所
医療機能の基準	(家族等周辺者) ●不慮の事故のリスク排除等ができる ●必要に応じた電話相談事業の活用ができる (消防機関等) ●事故予防や心肺蘇生法等の知識の家族等への普及ができる ●救急医療情報システムを活用し、適切な搬送ができる (行政機関) ●疾病予防や医療・保健・福祉サービス等の情報提供、適切な受療行動の広報啓発ができる ●小児救急電話相談の啓発ができる	●小児に対するプライマリーケアに必要とされる診断・検査・治療を実施できる ●療養・療育の必要な児への支援ができる ●保健・福祉サービス等との調整ができる ●在宅医療の支援、家族への精神的支援ができる	●小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施できる ●急変時に備え他の医療機関と連携対応している ●専門治療病院との診療情報の共有がある
連携	●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-162】 始良・伊佐保健医療圏 小児医療の医療機能基準

	地域小児医療	小児中核医療
機能	【小児専門医療】 ●地域の小児専門医療を担う機能	【高度小児専門医療】 ●高度な小児専門医療を担う機能
目標	●一般の小児医療機関では対応が困難な小児への医療の実施 ●入院診療の実施 ●小児専門医療の実施	●一般の小児医療機関では対応が困難な障害児等への小児専門医療の実施 ●小児専門医療の実施
医療機関例	始良・伊佐小児科医療圏の中核的役割を果たす医療機関 ●霧島市医師会医療センター ●県立北薩病院 ●国分生協病院	始良・伊佐小児科医療圏の拠点病院 ●国立病院機構南九州病院
医療機能の基準	●軽症の入院診療ができる ●慢性疾患の急変時に備えた、対応可能な医療機関との連携ができる ●専門治療病院との診療情報の共有がある。	●高度の診断・検査・治療で勤務医の専門性に応じた専門医療ができる
連携	●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携	●広範囲の臓器専門医療を含めた地域小児医療では対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる ●療養・療育支援を担う施設との連携ができる

[始良・伊佐地域振興局作成]

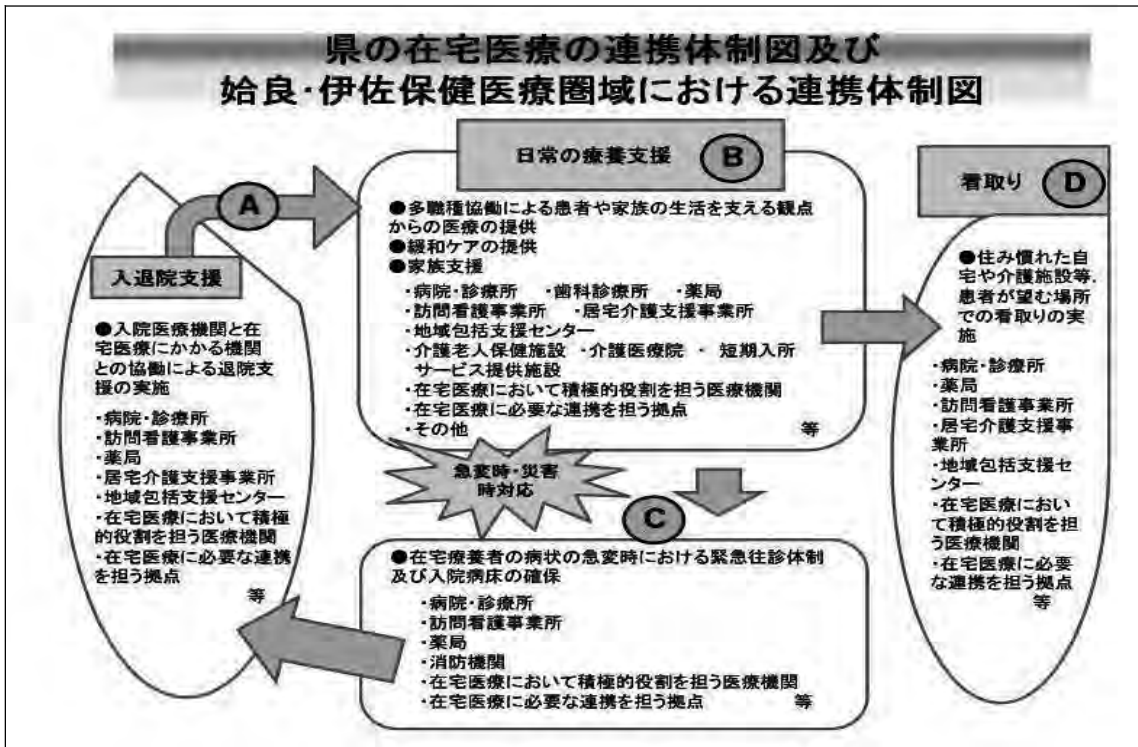
【図表資-5-163】 始良・伊佐保健医療圏 小児医療の医療機能基準

【小児救急医療】

	一般小児医療	地域小児医療	小児中核医療
機能	【初期小児救急医療】 ●初期小児救急医療を担う機能	【入院小児救急医療】 ●入院を要する小児救急医療を担う機能	【小児救命救急医療】 ●小児の救命救急医療を担う機能
目標	●初期小児救急の実施	●入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施	●24時間体制での小児の救命救急医療の実施
医療機関例	●かかりつけ医 ●在宅当番医 ●病院群輪番制 ●小児科を標榜する病院・診療所 等 内科・小児科夜間救急診療（霧島市立医師会医療センター）	始良・伊佐保健医療圏の中核的役割を果たす医療機関 ●霧島市立医師会医療センター ●県立北薩病院 ●国分生協病院	●鹿児島大学病院（救命救急センター） ●鹿児島市立病院（救命救急センター）
医療機能の基準	●緊急手術や入院などを要する場合に備え、対応可能な医療機関との連携ができる ●在宅当番医、夜間急病センター等における初期小児救急医療を実施できる ●開業医などによる夜間休日の初期小児医療への参画ができる	●入院を要する小児救急医療に24時間体制で対応できる ●地域の小児医療機関との連携した小児救急医療が実施できる ●小児中核医療機関と連携した対応を実施できる ●療養・療育支援を行う施設と連携できる ●家族への精神的支援ができる	●地域小児医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした重篤な小児に対し24時間365日体制の救急医療ができる（小児集中治療室PICUを運営することが望ましい）
連携	●より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る連携 ●療養・療育を要する小児の退院支援に係る連携		

[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-164】始良・伊佐保健医療圏 在宅医療の医療連携体制図



[始良・伊佐地域振興局作成]

【図表資-5-165】始良・伊佐保健医療圏 在宅医療の医療機能基準

	A 入退院支援		B 日常の療養支援		
	入院していた医療機関		退院後の往診や訪問診療を担う医療機関	往診や訪問診療を担う医療機関	認知症の日常的な診療が可能な医療機関
	入院中	退院後			
医療機能基準	①地域連携室又は退院支援担当者などを配置し、入院時から退院後の生活を視野に支援ができる ②患者に対する在宅医療や介護資源の調整並びに在宅医療に関わる機関と情報共有ができる	③ニーズに応じた医療や介護サービスの調整並びに医療や介護関係者間で情報共有し、連携をとることができる	④ニーズに応じた医療や介護サービスの調整並びに医療や介護関係者間で情報共有し、連携をとることができる	①居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと連携がとれ、ニーズに応じた医療・介護サービスの提供・調整並びに担当者会議や地域ケア会議等に参加もしくは情報提供ができる ②がん、認知症等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療や身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供、または他の適切な機関と連携をとることができる ③医薬品や医療・衛生材料等の供給ができる ④24時間365日対応が可能、または関係機関と連携し24時間対応可能な体制を確保できる	⑤認知症の可能性について、判断でき、認知症を疑ったときに速やかに専門医療機関を紹介できる
	C 急変時・災害時対応		D 看取り		
	往診や訪問診療を担う医療機関	入院を受け入れられる医療機関	認知症の入院を受け入れられる医療機関	往診や訪問診療を担う医療機関	入院を受け入れられる医療機関
	①急変時の連絡先を在宅療養者等に示し、急変時、24時間対応可能な体制を確保できる、又は対応困難な場合でも、関係機関と連携し24時間対応が可能な体制が確保できる ②地域の消防関係者等と搬送などについての連携をとることができる	③急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要時は受け入れができる又は、重症等で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携をとることができる ④地域の消防関係者等と搬送などについての連携をとることができる	⑤(専門医ではないが、)認知症の周辺症状や身体症状等の入院に対応できる	①終末期の症状に対する不安を解消し、患者が望む場所で長期まで安心して療養が受けられるよう支援できる ②在宅療養者等に対して、医療や介護等に関する適切な情報提供ができる ③介護施設等における終末期の療養に対し、支援ができる	④終末期の症状に対する不安を解消し、患者が望む場所で長期まで安心して療養が受けられるよう支援し、患者や家族等に対して、適切な情報提供ができる ⑤在宅での療養が困難な場合は、受け入れができる

[始良・伊佐地域振興局作成]